

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

No.37

〔共通〕問1 消防職員の立入検査等に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求めることができる。
- (2) 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、当該消防職員にあらゆる工場等に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備等の状況を検査させることができるが、公開時間及び従業時間を除く日出から日没までの時間に立入及び検査をする場合においては、48時間以前にその旨を当該関係者に通告する必要がある。
- (3) 消防長又は消防署長は、火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要があるときは、当該消防職員に個人の住居に立ち入って、関係のある者に質問させることができる。
- (4) 消防職員は、検査、質問等のために関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。

〔消防用設備等〕問1 次に示す共同住宅のうち、当該共同住宅に消防法令で定める技術上の基準に従って消防用設備等を設置したときに、消防法令上、消防長又は消防署長の検査が必要となる共同住宅の要件として正しいものを1つ選べ。ただし、当該共同住宅には、簡易消火用具及び非常警報器具以外の消防用設備等の設置義務があるものとする。

- (1) 収容人員が50人以上の共同住宅
- (2) 避難階以外の階に共同住宅の用途に供される部分が存する共同住宅で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、一）以上設けられていないもの
- (3) 延べ面積が500m²以上の共同住宅
- (4) 延べ面積が300m²以上の共同住宅のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

〔消防用設備等〕問2 排煙設備に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 排煙設備には、手動起動装置を設ける必要がある。
- (2) 排煙設備の設置義務がある防火対象物では、防火対象物の用途によらず床面積500m²以下に区画された防煙区画ごとに一以上の排煙口を設ける必要がある。ただし、当該防煙区画には、給気用の風道に接続されている給気口は設けられていないものとする。

(3) 排煙設備には、防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が30m以下となるように排煙口を設ける必要がある。

- (4) 排煙用の風道に接続されている排煙口の構造は、当該排煙口から排煙しているとき以外でも開放状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであることが必要である。

〔防火査察〕問1 消防法第8条の2の3第1項の規定による認定（特例認定）を受けた防火対象物の立入検査を実施したところ、消防法第8条の2の4に違反する避難障害を現認したので、立入検査結果通知書で違反指摘し、関係者に通知したところ、2日後に当該違反が是正されたことを確認した。特例認定に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 避難障害の違反は2日後には是正されたので、特例認定の取り消しは行わないこととした。
- (2) 避難障害の違反は、消防法第8条の2の3第6項の特例認定を取り消しなければならない重大な違反に該当しないので、取り消しは行わないこととした。
- (3) 避難障害の違反は、消防法第8条の2の3第6項の特例認定を取り消さなければならぬ違反に該当するので、行政手続法に基づく、弁明の機会を付与する手続きを開始した。
- (4) 避難障害の違反は2日後には是正されたが、消防法第8条の2の3第6項の特例認定を取り消さなければならぬ違反に該当するので、行政手続法に基づく、聴聞の手続きを開始した。

〔防火査察〕問2 違反処理に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第5条の3第1項に該当する物件存置の違反を現認し、関係者に是正を求めたが改修されないので、その場で、消防法第5条の3第1項の除去命令を発動し、速やかに標識を設置した。
- (2) 消防法第8条の2に規定する共同防火管理協議事項が定められていないので、関係者に是正を求めたが改修されないので、消防署長名で警告書を交付した。
- (3) 消防法第8条の2の3第1項の規定による認定（特例認定）を受けた防火対象物の立入検査を実施したところ、管理権原者の変更届出違反を確認したので、過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所に過料事件の通知をした。
- (4) 消防法第4条第1項に基づき資料提出命令を関係者に発動したので、当該防火対象物に速やかに標識を設置した。

〔危険物〕問1 製造所等の設置の許可を受けようとする者が申請書に添付しなければならない書類として定められていなきものは、次のうちどれか。

- (1) 消火設備の設計書
- (2) 工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類
- (3) 火災報知設備の設計書
- (4) 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類
- (5) 構造及び設備明細書

〔危険物〕問2 次のうち、危険物の規制に関する政令第19条第1項に掲げる基準の特例を定めることができるとされている一般取扱所として誤っているものはどれか。

- (1) ポイラー等で危険物を消費する一般取扱所
- (2) 容器に危険物を詰め替える一般取扱所
- (3) 吹付塗装作業を行う一般取扱所
- (4) 危険物を原料とする化学製品を製造する一般取扱所
- (5) 焼入れ作業を行う一般取扱所

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (4)

解説

- (1) 地方自治法第141条参照。
- (2) 地方自治法第143条参照。議会の議員の被選挙権の有無は議会が行うが、長の場合には選挙管理委員会が決定する。
- (3) 地方自治法第158条第1項参照。長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例の定めを要する。
- (4) 地方自治法第141条参照。

問2 答 (1)

解説

- (1) 地方自治法第210条参照。
- (2) 予算を調製して議会に提出するのは、普通地方公共団体の長に専属する。
- (3) 会計年度独立の原則の例外は、継続費及び繰越明許費とがある。
- (4) 単なる内部意思の決定であるため、債務負担行為として定める必要はない。

〔公務員法制等〕

問1 答 (5)

解説 このような場合には、市町村は、当該災害の原因となった第三者に対して、当該職員が有する損害賠償請求権を取得することができる。

問2 答 (5)

解説 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条によると、派遣職員には、原則として、給与は支給されない。

〔消防組織〕

問1 答 (2)

解説

- (1) 消防組織法第44条第2項参照。
- (2) 消防組織法第49条参照。国が負担するところが法律上定められているのは、指示の場合のみである。
- (3) 消防組織法第44条の3参照。
- (4) 消防組織法第47条参照。

問2 答 (3)

解説 消防庁長官とではなく、財務大臣と協議する。

〔消防教養〕

問1 答 (4)

解説 消防力の整備指針第15条によると、救急自動車の算定については、人口を元に算定することとなっている。

〔消防法規〕

問1 答 ① 消防吏員
② 防火対象物
③ 行為者
④ 権原
⑤ 命ずる

解説 消防法第5条の3第1項参照。

問2 答 ① 百貨店
② 複合用途防火対象物
③ 政令
④ 避難上
⑤ 防火戸

解説 消防法第8条の2の4参照。

問3 答 ア 点検 イ 整備 ウ 監督 エ 指示

解説 消防法施行令第4条参照。

問4 答 (4)

解説 消防法第8条、同法第8条の2の2参照。

防火対象物点検資格者による点検結果の報告するの

問2 答 (5)

解説 強風時の火災は風下側一帯の飛火警戒を早期に実施する。

問3 答 (3)

解説 消火活動は、密閉消火等の効果的な消火方法を選定し、延焼防止を重点とする。

〔救急〕

問1 答 (2)

解説 消防法第35条の5「救急搬送の実施基準」では、基準に基づき分類された医療機関の区分及び区分に該当する医療機関の名称を定めることとされている。

問2 答 (3)

解説

- (1) 病院実習は160時間以上とされている。
- (2) 消防機関において行う教育訓練に定められている。
- (4) 病院実習で使用する資器材については、原則として消防機関が所有する資器材を使用するが、実習効果を考慮し協議できる。
- (5) 除細動は指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるものとされている。

問3 答 (3)、(4)

解説 平成21年3月「救急救命処置の範囲等について」の一部改正により、「自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与」が加わったが、医師の具体的な指示は必要でない。

―――――― 予防技術検定模擬テスト ─────────

〔共通〕

問1 答 (2)

解説

- (1) 消防法第4条第1項。
- (2) 消防法第4条第1項。従来は、公開時間及び従業時間以外の日出から日没までの時間に立入検査を行う場合は、相手方に対して事前通告する必要があったが、平成14年に立入検査に係る時間制限及び事前通告が撤廃された。
- (3) 消防法第4条第1項。
- (4) 消防法第4条第3項。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説

- (1) 消防法施行令第35条第1項。収容人員は消防用設備等の検査の要否に係る要件ではない。
- (2) 消防法施行令第35条第1項第4号。共同住宅は仮に階段が二以上設けられていなくても特定一階段等防火対象物にはならない。

- (3) 消防法施行令第35条第1項第3号。延べ面積要件も消防長等の指定要件も正しくない。
- (4) 消防法施行令第35条第1項第3号。

問2 答 (3)

解説

- (1) 消防法施行令第28条第2項第2号。手動起動装置又は火災の発生を感じた場合に作動する自動起動装置を設ける必要がある。
- (2) 消防法施行規則第30条第1号イ。地下街に排煙設備を設ける場合の防煙区画は床面積300m²以下とする必要がある。
- (3) 消防法施行規則第30条第1号ロ。
- (4) 消防法施行規則第30条第1号ホ(口)。当該排煙口から排煙しているとき以外は閉鎖状態にあることが必要。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説

- (1) 消防法第8条の2の3第6項では、当該認定を取り消さなければならない場合を定めており、避難障害違反は取り消さなければならない違反に該当するので、取り消しの手続き(聴聞)を実施する必要がある。誤り。
- (2) 同上
- (3) 特例認定の取り消しの事前手続きは、聴聞である。誤り。
- (4) 消防法第8条の2の3第6項及び行政手続法により正しい。

問2 答 (4)

解説

- (1) 消防法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 消防法及び違反処理マニュアルにより適當。
- (3) 違反処理マニュアルにより適當。
- (4) 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令を発動した場合の公示義務はない。誤り。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 製造所等を設置しようとする者は、設置許可申請書に当該製造所等の位置、構造及び設備に関する図面及び書類を添付しなければならない。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第6条第2項、危険物の規制に関する規則第4条第3項。

問2 答 (4)

解説 危険物の取扱い形態等が類型化される一般取扱所については、基準の特例を定めることができることされている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第19条第2項、危険物の規制に関する規則第28条の54。